

韓国知的財産ニュース 2013 年 6 月後期

(No. 249)

発行年月日：2013 年 7 月 9 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

※このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則や特許料などの徴収規則などを改正 (6. 29)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁と関税庁が了解覚書を締結 (6. 18)
- 2-2 女子大生のためのアイデア創業キャンプが開かれる (6. 19)
- 2-3 大韓商工会議所 特許法人税率を引き下策を建議 (6. 19)
- 2-4 韓国特許庁 知的財産権の全国巡回フォーラムを開催 (6. 21)
- 2-5 創造経済実現の必須条件、知的財産専門教育が呼び水に！ (6. 24)
- 2-6 政府レベルで知財金融環境を構築 (6. 25)
- 2-7 キム・ヨンミン特許庁長 韓国電子通信研究院 (ETRI) で講演 (6. 25)
- 2-8 韓国特許庁、「欧州単一特許制度」対応セミナー開催 (6. 25)
- 2-9 韓国特許庁、「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を発表 (6. 26)
- 2-10 特許情報の全面開放を通じて「政府 3.0」と創造経済をけん引 (6. 27)
- 2-11 創造人材の育成に向け知的財産教育機関が積極的に対応 (6. 27)
- 2-12 知的財産強軍を実現！官・民・軍が連携 (6. 28)
- 2-13 韓国特許庁、36 年ぶりに組織改編…8 局のうち 6 局が再編 (6. 30)
- 2-14 中小企業庁が直接特許担保を貸出し (6. 30)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 電子 IT、融合分野でも特許紛争が急増 (6. 17)
- 3-2 韓国 500 大企業が訴訟で苦しんでいる (6. 19)
- 3-3 ITC、サムスンと LG を知財侵害で調査開始 (6. 19)
- 3-4 東京地裁、「サムスンがアップルの特許を侵害」 (6. 24)

- 3-5 知財高裁 「サムスンがアップルの特許を侵害していない」 (6. 25)
- 3-6 サムスン電子、EU と独占禁止法違反の疑いについて交渉を開始 (6. 26)
- 3-7 ウェブキャッシュ 「韓国富士通を特許侵害で訴訟」 (6. 26)
- 3-8 海外自動車の模倣部品流通の疑いで 2 人摘発 (6. 27)
- 3-9 サムスン電子、米政府に「iPhone 4 の輸入差止め」促し (6. 27)
- 3-10 「ギャラクシー S4 も訴訟の対象に」アップルの要請は棄却 (6. 28)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 ダイエットと結合した商標出願が増加 (6. 20)

その他一般

- 5-1 韓国特許庁の審判官が「条文別・争点別の商標判例」を出版 (6. 17)
- 5-2 海上風力、特許出願が増加 (6. 17)
- 5-3 韓国型の白色光源を実現するためには (6. 18)
- 5-4 掘削工事の暗礁！埋め立て配管を探せ (6. 20)
- 5-5 LG 電子内の特許学校 グローバル特許人材を育成 (6. 21)
- 5-6 OLED 分野、韓国企業が特許を先取り (6. 21)
- 5-7 電力問題 エコ志向の冷房技術で備えよう (6. 24)
- 5-8 電気工学に偏重している特許「多角化が切実」 (6. 25)

法律、制度関連

2-1 特許法施行規則や特許料などの徴収規則などを改正

韓国特許庁 (2013. 6. 29)

韓国特許庁は、2013 年 7 月 1 日から「自動的な出願人の住所変更制度」及び、「特許 (登録) 証のオンライン上での再交付サービス」を実施し、特許行政サービスに対する顧客の利便性が向上されると発表した。

「自動的な出願人の住所変更制度」は、従前出願人や特許権者などが引越しなどにより住民登録標上の住所が変更されるたびに、別途の申請書を提出して出願コードなどの住所情報を変更しなければならず、不便だったものを顧客の立場から、より簡単に住所情報を変更できるよう、住民登録上の電算情報を管理する安全行政部と特許庁の電算システムを連携し、住所情報を共有できるようにしたものである。

出願人や特許権者などが特許庁に 1 回の「自動的な出願人の住所変更」を申請すると、「住民登録法」にしたがって、引越し届を行うたびに出願人のコードなどの住所情報が

自動的に変更(申請後 1 日所要)される。ただし、住民登録標上の住所と異なる送達先の住所は、住所情報の自動変更対象から除外される。

「特許(登録)証のオンライン上での再交付サービス」は、特許(登録)証の紛失など、再交付の事由がある場合、特許権者等の訪問、または郵便による申請後、方式審査を経て発給するが、3 日~5 日がかかる不便さを無くするため、顧客の立場から簡単で便利に手数料の負担もなしに「特許路」(www.patent.go.kr)で特許(登録)証の再交付を申請した後、申請者のパソコンとプリンターを利用して直ちに発給・活用できるよう、再交付手続きを見直した。

今回の「再交付サービス」は、認証手続きを終えた産業財産権者本人だけが申請でき、「コピーの際の写本」表示、及び「2 次元バコード」を利用した偽造・変造を防止する機能も適用した。

顧客協力局のイ・テグン局長は、「今後とも、顧客の立場から費用の負担なくより便利に特許行政サービスが利用できるよう、関連制度を見直していく考えだ」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁と関税庁が了解覚書を締結

韓国特許庁(2013. 6. 18)

韓国特許庁と関税庁は、6 月 17 日、韓国における知的財産権の保護と、輸出入通関における知財権侵害品に積極的に対処するため、相互で協力するという内容の了解覚書を締結した。

これまで、知財権侵害の取締りは、国内段階では特許庁が、通関段階では関税庁が主に担当してきた。

その結果、韓国特許庁は、2010 年 9 月から今年 5 月まで、商標権特別司法警察隊を運営し、647 人を立件し、29 万点を押収した一方、関税庁は、昨年で 9300 億ウォンの知財権侵害品を摘発した。

こうした成果にも関わらず、知財権の侵害が国際化し、特に、EU-韓 FTA の発効から 2 年になる今年 7 月からは、通関の際に、知財権保護対象が従来の商標・著作権に加え特許・デザイン権にまで拡大するなど、知財権保護の環境が急変している。

そのため、輸出入品に対する水際措置を担当する関税庁と、知財権の専門人材が揃えられている特許庁間の協力枠組み作りが急がれていた。

両機関の協力体制が構築されれば、輸出入の時、通関物品が特許デザイン権を侵害したかについての判断が必要な場合、韓国特許庁の審査官・審判官が参加することで、迅速かつ正確な知財権の救済が行われるようにする計画だ。

また、最近、消費者の利用率の高いオンラインネット通販で、偽造された輸入申告証を堂々と掲載し、模倣品を本物かのように販売する業者への対応として、申告書が本物かどうかを迅速に確認・措置が取られるため、消費者の被害を回避できると期待されている。

今後、両機関は、知財権保護の実効性を高めるための連携策を積極的に推進するなど、部署間の隔たりを越え、相互共存する協力枠組みを持続的に強化していく方針であるとコメントした。

2-2 女子大生のためのアイデア創業キャンプが開かれる

韓国特許庁(2013. 6. 19)

韓国特許庁と韓国女性発明協会は、7月10日から12日までの2泊3日間、アイデアの発想から特許出願、生産、マーケティングまで、知的財産権を利用した一連の創業過程を学び、体験できる「女子大生発明キャンプ」を開催する。

「創意性と発明」、「発明創業の成功戦略」、「発明アイデアの構想と適用」などをテーマにした知的財産権関連の講義と、創業に成功した女性大学生発明者から直接話を聞く「創業の全て」や、組別に行われる「生活アイデアコンテスト」、発明品作りの実習と発明創業シミュレーションなど、女子大生に合わせた様々な教育プログラムが設けられている。また、発明と知的財産に関心のある全国の女子学生が集まって相互で情報交換し、ネットワークが構築できる親交の夜、自然体験の学習の場なども設けられ、夏休みの楽しい思い出になると期待されている。

今回のキャンプには、様々な専攻の女子大生が参加して直接・間接的に発明を体験し、企業活動経験を共有することで、知的財産権を出願して創業までつなげ、創造経済をリードする創意的な女性人材を育成することが目的だ。

30歳未満の女子大学生や大学院生なら誰でも参加でき、7月2日まで、80人先着順で受付を締め切る。

2-3 大韓商工会議所 特許法人税率の引下げ策を建議

電子新聞(2013. 6. 19)

創造経済の活性化に向け、特許所得に対する法人税率を引き下げるという「特許ボックス(Patent Box)」制度導入の必要性を大韓商工会議所が主張した。19日、現場における企業の問題を解消するための100の課題を選定し、こうした内容を国務調整室、企画財政部、産業通商資源部などに建議したと大韓商工会議所が発表した。建議内容は、大韓商工会議所が3月から5月まで、全国71の商工会議所と1400の団体、14万の加盟社を対象に全数調査を行った結果だ。創造経済・サービス産業の活性化課題19件、投資・雇用創出課題34件、理不尽課題32件、その他の課題15件が盛り込まれている。

また、特許ボックスの導入を提案した。特許ボックスとは、研究開発プロジェクトと

特許、その他の知的財産から生じる所得の法人税を引き下げ、イノベーションと研究開発のモチベーションを高める制度で、フランスやイギリスなどの欧州 8 カ国と中国などでは既に施行されている。

商議は、「イギリスは、今年の 4 月から特許ボックス法案を試行し、自国企業の特許所得に対する法人税率を 23% から 10% に引き下げた。多国籍製薬会社であるグラクソ・スミスクラインが製造施設の新・増設に 5 億ポンドを投資すると発表した。新規雇用創出効果だけで 100 人に迫ると予想されるなど、その効果が表れている」と述べた。

欧州連合の統計庁であるユーロスタートによると、特許ボックスを導入した国の民間研究開発の計金増加率は 4.0% で、未導入国 (3.7%) より高い。

その他、医療観光の活性化を実現するための規制緩和、医療機器販売許可、及び新医療技術評価手続きの簡素化、サービス産業の製造業との政策的な差別の見直し、土地取引許化区域内あの土地信託許容なども求めた。

2-4 韓国特許庁 知的財産権の全国巡回フォーラムを開催

韓国特許庁(2013. 6. 21)

韓国特許庁は、6 月 21 日のインチョンを皮切りに、地域知識財産の全国巡回フォーラムを 11 月まで毎月開催すると発表した。

韓国特許庁は、知的財産を活用して地域の競争力を高めるため、知財スター企業の育成、国内外の出願にかかるコストや先行技術調査費用の支援、ブランド・デザインの価値向上など、地域の知的財産創出に向けた様々な取り組みを 31 地域の知識財産センターと共に推進している。

一方、知的財産に基づいた地域経済の発展という面においては、知財の創出支援事業とともに、自治体・地域企業・大学・住民などの知的財産に対する認識の一層の向上が求められると判断し、知的財産フォーラムを企画することとなった。

今回のインチョンフォーラムでは、韓国特許庁とインチョン広域市が創造経済時代における知的財産権の重要性を共に認識し、了解覚書を締結することで、知的財産権の創出・保護・活用を通じたインチョン地域の競争力の向上のきっかけになると期待されている。

キム・ヨンミン庁長は、基調演説を通じて、新政権の掲げる「創造経済とインチョンの知的財産戦略」について説明し、創造経済時代におけるインチョンの知的財産実行戦略を提示する予定だ。

その後、知財スター企業の最高経営責任者とともに懇談会を開くほか、現場を訪問して現場の声を直接聞くことで、国民のニーズに合わせた政策を確立していく計画だ。

パネルディスカッションでは、インチョン大学のチェ・ジンタク教授が「経済首都インチョンの知的財産戦略」について発表を行い、様々な意見交換が行われる予定だ。

インチョン知識財産センターのキム・ギワンセンター長は、「インチョンは、全国で初

めて知的財産振興条例を公布し、知的財産振興計画を立てた地域だ。他の市道に比べ、知的財産の政策的インフラが整っている。今回のフォーラムを通じて、経済首都インチョンの競争力がいっそう高められるきっかけになると期待している」と述べた。

2-5 創造経済実現の必須条件、知的財産専門教育が呼び水に！

韓国特許庁(2013. 6. 24)

創造経済の実現に向け、知的財産専門教育の重要性がいつにも増して強調されている今、知的財産に強いクリエイティブな研究人材を育成するための専門教育が本格的にスタートする。

国際知識財産研究院は、創造経済の実現の戦士として活躍する知的財産に強いクリエイティブな研究人材を育成するため、知財-R&D 専門人材育成過程を拡大・改変すると発表した。

「知財-R&D 専門人材の育成過程」は、研究開発の「おまけ」として認識されていた特許を R&D の企画段階から特許情報の分析結果を積極的に活用し、研究員が R&D 現場で直ちに適用できるコア・独自技術特許の創出方法を教育するものだ。

知財-R&D 教育の細部内容は、一般人も理解しやすいよう、知的財産権の理解、特許情報検索・分析(実習)、知財-R&D の理解など、事例中心の理論教育に実習を加えて構成した。

国際知識財産研修院は、デドク研究開発特区に入居している機関(企業の研究所、公的研究機関など)、UST(科学技術連合大学院大学)、CPU(キャンパス特許戦略ユニバシアード)に参加した大学生などを対象に、今年の上半期に知財-R&D 教育を運営した。

教育生に感想を聞いた結果、大半の教育課程についての満足度が高く、「実務中心の教育だったため、大変有益だった。教育期間の拡大が必要だ」などの意見が多く、2013 年下半期から知財 R&D 教育を次の通り拡大・改変することを決めた。

第 1 に、教育生個々人の水準に合わせた教育を実施するため、知財-R&D 教育課程を基礎と進化に細分化する。

第 2 に、教育生の所属機関、担当業務、専攻技術分野などを踏まえ、細部内容を構成する。

教育生が共通に関心を持つ技術分野別のテーマについて実習課題を作成することで、教育効果の最大化が期待される。

第 3 に、申請者を対象に、教育前に e-ランニングで予習を通じて知財-R&D 教育の完成度を高めていく計画だ(知財アカデミー <http://general.ipacademy.net/>)。

国際知識財産研修院のパク・コンス院長は、「中小企業・大学・公的研究機関の場合、知的財産に強い研究人材が不足し、コア・独自特許の創出が難しくなっている。同教育を通じて知的財産に強い創意人材が育成されれば、優秀な特許の創出はもちろん、韓国の創造経済の実現が早まるきっかけになるだろう」と述べた。

2-6 政府レベルで知財金融環境を構築

デジタルタイムズ(2013. 6. 25)

大統領所属の国家知識財産委員会は、今年の12月までに政府レベルの知的財産金融環境構築に関する総合計画をまとめる。

国家知識財産委員会の関係者は、「知的財産の価値評価、及び金融環境の構築は、重点的な国政課題となっている。知的財産の評価と金融がまだ初期段階にあるが、12件程度の案を研究し、政策枠組みなどを通じて議論した後、総合計画をまとめ、委員会の案件としても上程する予定だ」と説明した。

国家知識財産委員会は、チョン・ホンウォン国務総理と、サムスン電子の元副会長ユン・ジョンヨン氏が委員長を務め、12の政府部署のトップが委員として参加している。

韓国政府は、国政課題となっている「知的財産の創出・保護・利用体制の先進化」の細部課題として知財の価値評価・金融の環境構築などを推進している。知的財産の金融は、事業者や中小企業が特許・技術などの知的財産に基づき、金融の支援や投資を受けて事業を展開できるようにするための政策だ。政府は、こうした知的財産に基づいた金融環境を構築し、創造経済の活性化につなげる方針だ。

金融委員会、未来創造科学部、産業通商資源部、文化体育観光部、中小企業庁、特許庁などが参加する知的財産価値評価、及び金融政策協議会を設け、5月14日に第1回の会議を開催した。今月27日に第2回の政策協議会を開催する予定だ。

知識財産委員会は、知的財産金融関連の各部署別の進行事項と部門別の 이슈などを7月から分析を始める方針だ。委員会は、約12件の 이슈を定め、専門化フォーラムや実務・政策協議界などで話し合う予定だ。

12件には、信頼性のある知財価値評価と、円滑策、制度的な支援、法制度の改善案、知財金融環境の構築策などが含まれると見込まれている。

委員会は、研究内容のなかで、本会議の案件として上程する事案と、直ちに試行する案を分けて推進する計画だ。12月まで、知財価値評価・金融環境の構築など、総合案を設けて国家知識財産委員会の会議の案件として上程し、国家戦略として確定する予定だ。

<カン・ジンギョ記者>

2-7 キム・ヨンミン特許庁長 韓国電子通信研究院(ETRI)で講演

韓国特許庁(2013. 6. 25)

6月25日で就任100日目を迎えるキム・ヨンミン特許庁長は、この日、ETRI(韓国電子通信研究院)の国際会議場で、院長をはじめとする研究員を対象に特別講演会を行う。

この日の講演では、「創造経済と知的財産、そして私達の未来」をテーマに、政府の国政哲学となっている創造経済と知的財産中心の創意社会の構築に向けたビジョンを共有し、ETRIの特許経営の成果についてETRIの職員を励ますために設けられた。

ETRI は、米国特許縫合評価で 2 年連続世界 1 位、韓国公的機関のなかで出願件数 1 位、国内外で出願した特許件数 4 万 5 千件、国際標準特許 309 件、5 年間の技術料 1728 億ウォン、11 の特許プールに加入、第 48 回発明の日の行事で「大統領賞」を受賞するなど、知的財産分野で卓越した成果を上げている。

キム・ヨンミン特許庁長は、今回の講演を通じて、特に特許庁で設けている知的財産基盤の創造経済実現戦略を説明し、特許の質の水準を高めるため、ETRI が推進すべき知的財産戦略も求める予定だ。

また、知財 R&D 戦略、中小企業への技術提供、発明キャンプなど、ETRI と知的財産政策の主務官庁となっている特許庁の連携案も強調する計画だ。

特許庁の関係者は、「今回の講演会を礎に、情報通信技術(ICT)分野で世界最高水準の競争力を兼ね備えた ETRI と、国の知的財産を担当する特許庁間の協力を通じて、創造経済の発展に向けた相乗効果につなげられることを期待する」と述べた。

2-8 韓国特許庁、「欧州単一特許制度」対応セミナー開催

韓国特許庁(2013. 6. 25)

2012 年 12 月 11 日、欧州連合加盟国の中で単一の効力を持つ「単一特許制度」の法案が欧州連合の議会で成立されたことを受け、韓国特許庁は、6 月 28 日、韓国知識財産保護協会(KIPRA)と共同で欧州進出を希望する企業向けに知財権対応戦略セミナーを韓国科学技術会館で開催する。

欧州単一特許(EU Unitary Patent)とは、欧州連合加盟国において、一つの独立した権利が同一に発生する制度で、EU 内で特許を取得するか、紛争に備えたい韓国企業の関心が高いと予想されている。

今回のセミナーでは、単一特許制度の説明とともに、欧州内で発生した特許係争事例などを紹介するほか、韓国企業が欧州内で知財権保護に利用できる対応戦略を提示する計画だ。

誰でも参加できる今回のセミナーは、▲EU の単一特許システムの導入と展望、▲EU における特許権行使の戦略と紛争事例の研究、▲EU との特許紛争事例とその対応戦略などをテーマに行われる。

特に、欧州で活躍している専門弁理士が講義とともに、知財権相談も行うため、参加者の悩みなどの解消も期待されている。

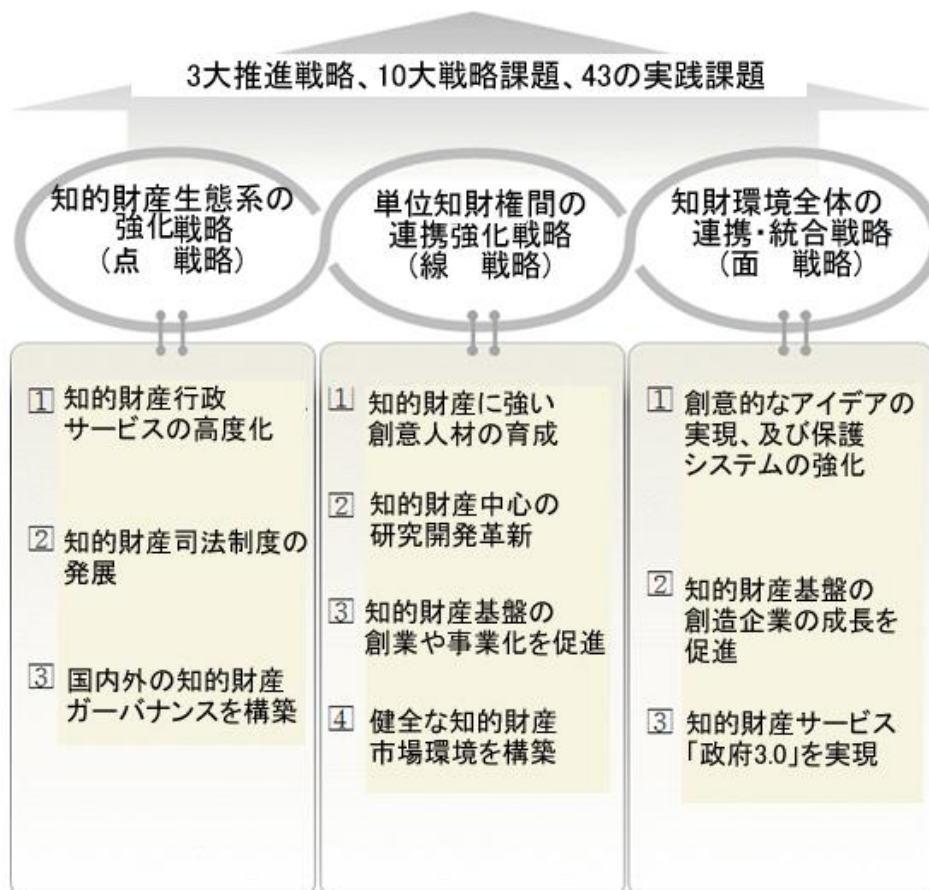
韓国特許庁の関係者は、「EU 単一特許制度の導入に備え、制度の説明と企業の悩みについて相談できる時間を設けることで、欧州に進出する韓国企業の知財権競争力の確保に貢献できる良いきっかけになるだろう」と説明した。

2-9 韓国特許庁、「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を発表

韓国特許庁(2013. 6. 26)

ビジョン 知的財産基盤の創造経済の実現

目標 創造と挑戦を通じて**国民の幸せを実現**
 知的財産都ともに**成長する企業**
 創意努力を尊重する**創造文化社会**



(ジェトロ注：詳細は、ジェトロソウル事務所知財チームのHPにおける「韓国政府・特許庁の動き」→「韓国特許庁の政策の動き」をご覧ください。)

2-10 特許情報の全面開放を通じて「政府3.0」と創造経済をけん引

韓国特許庁(2013.6.27)

韓国特許庁は、2017年まで、韓国特許庁の全ての知的財産情報を民間に開放するという。公共情報の大幅公開を創造経済と産業の活性化の礎にしたいという「政府3.0」の実現の基調に基づいたものだ。

韓国特許庁は、現在、情報システム(KIPRISplus)を通じて産業財産権の公報や特許の英文抄録など、8種の知的財産情報を民間に普及している。これを2017年にまで、

世界最高水準である 18 種に拡大する。特許の出願や審査など、特許行政の過程で生産される法的進行状態、中間書類など、全ての情報を需要者が要望する形に加工し、民間に公開するという計画だ。

また、韓国特許庁は、海外に進出する韓国企業が求めるグローバル知的財産情報を充実化するため、外国の特許庁と知的財産情報交換における協力を拡大していく計画だ。これを通じて 2017 年までに ASEAN、BRICs などをはじめとする 55 ヶ国の知的財産情報を確保し、民間に普及する。

これからは、特許情報サービス企業が開放された国内外の知的財産情報を活用して特許技術動向調査、特許紛争の予測、特許登録・拒絶事例の分析など、新たな情報サービスを創出できるようになる。また、先行技術の検索、特許価値の評価、特許管理、機械翻訳など、従来サービスの品質の大幅な改善も期待されている。それは、国民と企業がこうした情報サービスを利用することで、より競争力のある知的財産権の保護と創出につながるだろう。

今の 8 種の知的財産情報は、欧州 17 種、日本 12 種、米国 10 種に比べ低い水準だったため、特許情報サービス企業が様々なサービスを展開することには不十分だった。また、普及している知的財産情報の形態が生産時期別や種類別に異なり、誤謬もあるため、企業が利用するうえで時間とコストの問題があった。

韓国特許庁は、韓国企業がサービス開発において開放する全ての知的財産情報を容易に利用できるよう、世界で初めて世界知的所有権機関 (WIPO) で定めた最新の情報標準 (ST.96) に基づいて整理、標準化して普及する予定だ。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「知的財産情報を全面開放することにより、国民と企業は、さらに多様化した、質の高い知的財産情報サービスが利用でき、グローバル知的財産情報サービス市場で韓国の競争力も一層高まるだろう」と説明した。

2-1-1 創造人材の育成に向け知的財産教育機関が積極的に対応

韓国特許庁(2013. 6. 27)

「創造経済」のプレイヤーとなる創造人材の育成に向け、官民がタッグを組んで取り組む。

6 月 27 日、政府・民間の知財財産教育機関に構成された「国家知識財産教育発展協議会」が韓国特許庁を中心に発足する。

今回の発足式には、特許庁と韓国発明振興会、韓国知識財産協会、大韓弁理士会、韓国知識財産保護・サービス協会、韓国産業技術振興院、韓国電子情報通信産業振興会など、13 の関連機関が参加する。

協議会は、創造経済の主要プレイヤーとなる知的財産の能力を備えた人材を育成するため、政府と公的機関、民間同士の連携とコミュニケーションのできるチャンネルを設け、民間教育機関を活性化するという計画だ。

今年の年末まで、全国民を対象に国の知的財産教育情報を統合して提供する「知的座院教育の統合情報システム」を構築する計画だ。

協議会の会長兼協韓国特許庁国際知識財産権衆院の院長を務めるパク・コンス院長は、「各教育機関の間で散在し、かつ重複されている教育をまとめ、人材育成についてのノウハウを共有し、質の高い教育を提供するのが協議会発足の根本的な目的だ。受講生が創造経済に適合した人材として成長することをお祈りする」と述べた。

協議会は、今後、年に2回の定期会議を開き、多様な公報を通じて加盟機関を増やしていく計画だ。

2-12 知的財産強軍を実現！官・民・軍が連携

韓国特許庁(2013. 6. 28)

韓国特許庁、海軍、大韓弁理士会は、6月27日、海軍本部にて「海軍の知的財産環境構築に向けた「了解覚書」を締結した。

国防のR&D(2013年予算で約2.47兆ウォン)などにより算出された知的財産をまとめて管理し、予備産業人材である軍将兵の知的財産創造能力を高めるほか、知的財産についての認識を向上させるため、積極的な連携が求められるということで意見が一致したことが背景にある。

今回の了解覚書の締結により、4月の陸軍・空軍に続き、海軍とも了解覚書を締結したことで、陸・海・空の3軍との知的財産創出・活用・保護のための連携体制が完成された。

韓国特許庁は、海軍の知的財産管理体制の構築を支援するほか、知的財産の実務者などを対象に国際知識財産研修院の教育が受けられるようにし、一般の軍将兵を対象に知的財産教育を実施していく計画だ。

また、大韓弁理士会は、海軍が知的財産管理組織を新設する場合、弁理士法令に伴う実務修習機関として認め、同組織に勤務した弁理士が兵役の義務を終えた後、社会に進出する時に役立つよう支援する。

現在、韓国特許庁は、陸軍・空軍の知的財産担当組織の新設や専門人材の選抜などを支援しているが、陸軍は、2012年6月に知財権管理組織を新設し、弁理専門士官や私兵が勤務しており、空軍は、知的財産管理組織の新設を推進している。

韓国特許庁から空軍本部の実務人材約50人を対象に、国有特許や職務発明制度について行った特別講義は、期待以上の良い反応を得たため、来月からテグなどの地域でも開催する予定で、5月から、陸軍・空軍の知的財産関連業務担当者約10人が順次、国際知識財産研修院で専門教育を受講している。軍に勤務している大学生を対象に、オンライン講義を提供し、講座を受講した場合、兵役を終えた後、大学の正式単位として認証されるようにし、知的財産知識の習得とともに、勉強が並行できるよう推進している。

韓国特許庁は、これからも軍将兵に対する知的財産教育を拡大し、知的財産を通じて

服務期間をより有益にできるよう取り組んでいく考えだ。

2-13 韓国特許庁、36年ぶりに組織改編…8局のうち6局が再編

電子新聞(2013.6.29)

韓国特許庁の開庁以来、36年ぶりに大胆な組織改編を行う。

韓国特許庁は、先端の融合・複合技術へ変化する技術環境に適応するため、開放型審査組織に改編することを主な内容とする「組織改編」案を設け、9月から本格施行する。1977年の開庁以来、初めて行われる大規模な組織改編だ。

今回の改編は、現在の組織体制を根本から見直すものであるため、機関の内外から注目が集まっている。

現在の8局体制のうち、産業財産政策局、商標デザイン審査局を除いた6局が改編のそ上に上がった。

韓国特許庁の主な機能とされる特許審査組織の隔たりを全て無くし、先端の融合技術へ変化する技術環境に対応できる開放型の審査組織に再編するのが大きな特徴だ。

産業別の階層構造(基盤産業、主力産業、成長産業)に応じて局を編成し、専門性に基づいて産業界と連携可能な技術分野別に課を構成するなど、技術融合化の流れに対応するため、柔軟性を高めた。

これは、1990年以降から技術同士・製品同士・サービス同士で融合が加速化され、産業界でボーダレスとなり、新製品と新市場が続出した影響で融合技術の特許出願が増加した。こうした動きに対応の必要性が提起されてきたのが背景として挙げられる。

現在の審査組織は、1977年の特許庁開庁とともに、伝統産業に関する技術に構成されたが、技術トレンドの変化が反映できず、30年以上も維持され、効率的な審査のネックとなっていた。

また、特許審査政策の総括・調整機能も働かなかった。特許審査政策課などの政策部署が特定の技術分野審査局に所属され、コントロールタワーとしての政策遂行、及び利害関係の調整としての役割にも限界があった。

こうした問題を認識して組織改編を通じて、審査組織にメスを入れた。

まず、現在、審査を行っている機械金属建設審査局・化学生命工学審査局・電機電子審査局・情報通信審査局の4局体制が消え、その代わりに、特許審査企画局、特許審査1局、特許審査2局、特許審査3局に再編される。

局別の詳しい業務内容としては、特許審査企画局が△審査企画の調整、融合技術間の審査基準の総括・調整、△IT融合などの技術融合化が加速化している分野の技術を審査する。特許審査1局は、部品・素材・材料などの基盤技術審査を、特許審査2局と特許審査3局は、それぞれ韓国の主力産業と、成長及び有望な未来技術関連の技術審査を担当する。

韓国特許庁は、今回の組織改編とともに、韓国の知的財産保護の強化、知的財産情報

サービス業の活性化を後押しする支援組織体系も設けた。

現在の顧客協力局を産業財産保護協力局に改変し、韓国の知的財産権侵害行為の取り締まり機能を強化させ、海外における知財権侵害の被害からの保護支援を強化する。

情報企画局は、情報顧客支援局に改編され、中長期的な知的財産情報サービス業の活性化を図るための基盤を強化する一方、知的財産情報の開放・共有・普及などの活用機能を担当する。

韓国特許庁の行政管理担当のチョン・インシク担当官は、「今回の組織改編は、融合・複合時代に積極的に対応し、創造経済の実現に向けて組織を整うために行われる。安全行政部との協議を経て、職制改正を終え、9月から本格スタートさせる計画だ」と説明した。

現在	組織改編後(予想)
産業財産政策局、情報企画局、顧客協力局、商標デザイン審査局、機械金属建設審査局、化学生命工学審査局、電機電子審査局、情報通信審査局	産業財産政策局、産業財産保護協力局、情報顧客支援局、商標デザイン審査局、特許審査企画局、特許審査1局、特許審査2局、特許審査3局

審査局	担当分野
特許審査企画局	審査企画、調整、融合技術間の審査基準の総括・調整 IT 融合などの技術融合化が加速化されている分野の技術審査(エネルギー技術、自動車融合技術、医療技術、計測・分析技術など)
特許審査1局	部品・素材・材料、SOC、伝統産業と関連した技術の審査 (精密化学、スマートグリッド、国土環境、農林水産食品など)
特許審査2局	韓国の主力産業と関係のある技術の審査 (自動車、石油化学、半導体、精密部品など)
特許審査3局	成長産業、または有望な未来産業と関連した技術の審査 (移動通信、次世代の輸送、バイオ、ロボット自動化など)

<シン・ソンミ記者>

2-14 中小企業庁が直接に特許担保を貸出し

デジタルタイムズ(2013. 6. 30)

優秀な技術力を保有している中小企業を対象に、特許権を担保にした特許担保貸出制度が上半期から導入・施行される。

中小企業庁と中小企業振興公団は、こうした内容を盛り込んだ「上半期における中小企業の政策資金運用計画」を先月30日に発表した。

この運用計画によると、優秀な技術を保有した中小企業が特許を事業化の基盤として

活用できるよう、「特許担保直接貸し出し」を試行実施する。貸出し金利は 3.27% で運用する計画だ。

また、設備投資を促進するため、1 社当たりの貸出限度を 30 億ウォンから 45 億ウォンに大幅増やし、グローバル強小企業には、70 億ウォンまで貸出しを支援する。「小商人特化資金」の貸出限度も 2 億ウォンから 5 億ウォンに大幅拡大する。

また、対イランへの輸出企業がイランの制裁によって被った被害(最近 1 年間の輸出実績のうち、対イラン輸出の割合が 30% 以上の企業)を一時的な資金繰り支援対象に追加し、従来の貸出金の返上猶予期、及び輸出金融資金の貸出期間を延長する。

中小企業の円滑な構造調整や再起の支援にも資金が投じられる。まず、日本の「会社更生法」にあたる企業再生の認可を裁判所から受けた企業の債務返上を支援するため、一時的な資金繰り支援限度を 10 億ウォンから 30 億ウォンに増やし、業種を変えた企業が十分な設備投資ができるよう、貸出限度を 30 億ウォンから 70 億ウォンに拡大する。

また、事業に失敗した業種が政策資金の支援除外業種である場合にも、再創業業種が支援対象であれば、再創業資金の支援対象となる。

そのほかにも、設備資金の貸出限度が 30 億ウォンから 45 億ウォンに拡大され、従来の貸出残高とは関係なく、運用資金の重複支援の制限基準が支援回数に一本化される。

政策資金の申請受け付けは、毎月 1 日~10 日で、中小企業振興公団の各地域本部、及び地域の支部で可能だ。

中小企業庁の関係者は、「月別に割り当てられた資金が早期に消尽する可能性があるため、資金が必要な企業は、事前の準備の後に申請したほうがよいだろう」と説明した。

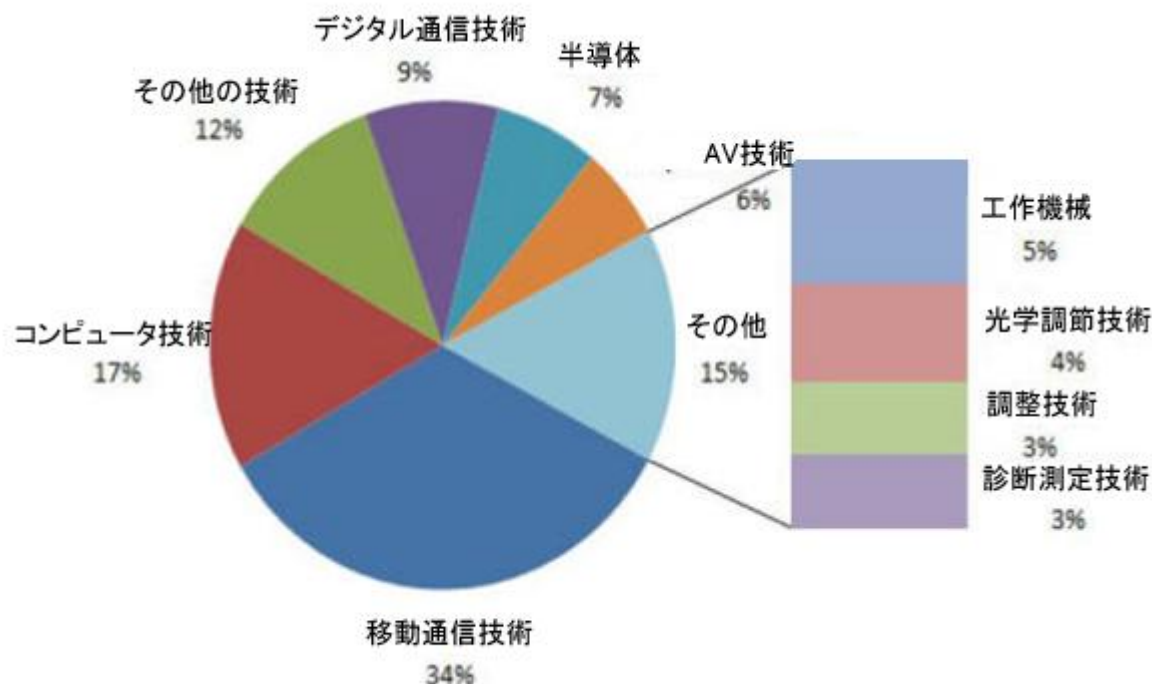
<イ・ジュンギ記者>

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 電子 IT、融合分野で特許紛争も急増

電子新聞(2013. 6. 17)

国際特許紛争 10 件のうち、7 件は、電子・ICT 分野で発生していることが分かった。IT との融合が強調され、特許紛争の可能性も高まったという分析だ。自動車・造船・設備産業など、IT 融合分野も特許紛争に備えるべきだという声が高まっている。



＜韓国特許庁、韓国知識財産保護協会＞

韓国知識財産保護業界が発表した「国際知的財産紛争イシュー報告書」によると、今年の第1四半期における情報通信・電機電子・設備産業の国際特許紛争は、前年比350%を超える増加率を示した。全体2616件のうち、72%が電機・ICT・関連設備技術分野だった。

専門家は、これまでは、電機・ICT技術がスマートフォンやスマートテレビなど、代表的なIT機器が訴訟の対象とされてきたが、徐々に自動車・造船・設備産業など、様々な分野にその範囲が広がり、特許紛争もともに増加したと分析した。韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センターイム・ホギセンター長は、「電子・ITとの融合・複合が活発に行われている自動車・航空宇宙・造船・繊維など、特許係争は全方位に広がっている。ソフトウェア・センサー・半導体技術は、大半の産業に適用される技術であるだけに、全ての産業において特許係争に備えなければならない」と述べた。

韓国電子通信研究院（ETRI）によると、世界のIT融合市場は、2010年1兆2000億ドルから2020年3兆6000億ドルに3倍以上も成長するという。融合IT市場が活性化すれば、古くなった技術の特許を保有している特許管理会社が収益を上げるため、他の産業分野にも目を付けていることが紛争拡大の原因として指摘された。

電子・ICTで技術力を確保している韓国が主眼的となっている。知財保護協会によると、「第1四半期における特許管理会社との紛争のうち、移動通信・コンピューター・デジタル通信技術が中心となっていた。自動車産業は、2万個以上の部品が先端化・電

子化が行われたため、主な攻撃対象となっているのだ」という。代表的な例として起亜自動車は、第1四半期だけで、米国の特許管理会社に12件の特許侵害訴訟を提起された。

キョンウン国際特許法律事務所のチョン・ジョンハク代表弁理士は、「電機・ICT分野の技術は、グローバル化が進められ、国際的にも競争が激しい。一つの製品に多くの融合・複合技術が含まれる可能性もあるため、大手企業だけでなく、中小・ベンチャー企業も容易に特許の確保ができるから、紛争の可能性も高まってしまおう」と説明した。

<クォン・ドンジュン記者>

3-2 韓国500大の企業が訴訟で苦しんでいる

電子新聞(2013.6.19)

韓国の500大の企業が20兆ウォンに上る2万6000件の訴訟に巻き込まれていることが分かった。1社当たりの平均訴訟件数は146件、金額では1070億ウォンだ。訴訟の78%が銀行・建設・保険など、消費者の生活と密接している業種に集中している。

19日、「CEOスコア」が訴訟内容の告示が義務付けられた有価証券市場上場182社の昨年末ベースで係留中にある訴訟を調べた結果、提訴件数は2万6640件で、訴訟金額は20兆5930億ウォンに達した。金額ベースで訴訟規模が最も大きいのはウリ銀行で、11305件の訴訟に2兆180億ウォンだ。2番目は、ポスコ(62件)で、1兆5580億ウォン規模に達した。ポスコは、新日住金の間で営業秘密侵害などによる損害賠償1兆1600億ウォン超の訴訟を進めているため、訴訟件数自体は少なくとも訴訟価額が高い。ポスコと新日鉄住金の訴訟は、告示された単一件数訴訟価額も最多だ。国民銀行は1兆1670億ウォン(359件)規模の訴訟中にあり、外換銀行(1071件)、シンハン銀行(369件)もそれぞれ、8300億ウォンの訴訟合戦中だ。続いてハンシン建設(6640億ウォン)、韓国電力公社(5380億ウォン)、SK建設(5200億ウォン)、デウ建設(5060億ウォン)、現代建設(5030億ウォン)の順となっている。

アップルと10億ドル以上の特許訴訟を繰り返しているサムスン電子や、現代自動車などは、訴訟が経営状況に大きな影響を与えないとして訴訟の内容を告示しなかったため、今回の調査対象から除外された。

一方、訴訟件数が最も多い分野は、保険会社だ。LIG損害保険は、4515件の提訴をはじめ、計5090件の訴訟中にあり、サムスン生命保険が3040件の訴訟に巻き込まれている。サムスンカードとサムスン火災もそれぞれ2000件余りの訴訟件数となっている。

<キム・スンギョ記者>

3-3 ITC、サムスンとLGを知財権侵害で調査開始

電子新聞(2013.6.19)

米国の国際貿易委員会(ITC)が韓国と日本の代表的な電機メーカー5社を相手に提起

された特許侵害事件について調査を開始した。サムスンとアップルの特許訴訟では、サムスンに軍配を上げた ITC が今回は、どのような判定を下すかに注目が集められている。

アメリカの法律誌「Law360」の 19 日付報道によると、ITC は、米国デラウェア州にある電機メーカー「Black Hills Media」社が提起した知的財産権侵害事件について調査することを決めた。

ブラックヒルメディアは、サムスン電子や LG 電子、パナソニック、東芝、シャープ電子など、計 5 社が自社の特許権 6 種を侵害したとして異議申し立てを提起した。ITC の関係者は、「Black Hills Media の主張を受け入れ、11 日に特許侵害調査を始めることを決め、最近官報にも掲載した」と述べた。

今回の特許侵害対象製品について、Black Hills Media は、米国市場で販売されているテレビやホームシアターシステム、スマートパッド、携帯電話、関連ソフトウェアなど、広範囲で提示したという。このうち、サムスン電子のスマートフォン「ギャラクシー S3」と「ギャラクシー Tab 2」、LG 電子の「Intuition VS950」、東芝の「エキサイトタブレット 10」などの主力モデルも含まれている。

韓国メーカーのシェア率が高いテレビ分野で特許侵害が認められれば、大きな打撃になると懸念されている。ITC が関税法 337 条に基づき、輸入差し止め措置を大統領に勧告し、その承認がされれば、該当品目に最長 5 年の輸入制限措置が下されるためだ。

LG 電子は、訴訟を提起した当事者の書類上の身分と、侵害した特許がはっきりしていないという理由から、Black Hills Media が訴訟提訴した直後の 5 月に異議を申し立てたという。Black Hills Media は、ITC の手続き上、これは避けられないことであり、数日後に公開すると返答した。

現地では、調査が初期段階であるだけに、答弁書の提出内容と両側がどのように主張するのかを見守る必要があるという立場だ。ITC は、Black Hills Media の特許そのものの有効性と韓国・日本メーカーが特許を侵害したかどうか、もし特許侵害であれば、それにとまなう国内産業への影響などを総合的に判断して、最終判定を下す見通しだ。

<チョン・ミナ記者>

3-4 東京地裁、「サムスンがアップルの特許を侵害」

デジタルタイムズ(2013. 6. 24)

東京地方裁判所は、サムスンとアップルの間で繰り返されている特許訴訟において、サムスンの特許権侵害を認める判決を言い渡した。旧型モデルに限られた損害賠償であるため、サムスン電子の被害は大きくないが、日本で首位を狙っているサムスン電子としては、ブランドイメージに大きな打撃になると懸念されている。

東京地方裁判所は、21 日、サムスン電子がアップルの「スマートフォンとタブレット PC のタッチ」特許を侵害したという判決を言い渡した。

いわゆる「バウンス・バック」特許で、指で操作している表示画面が端に到達すると

「余白」が表示され、指を離すと画面がゆっくり元に戻っていくように見える技術だ。アップルは、この特許をサムスン電子との係争において重要な攻撃手段の一つとして全世界で利用している。

アップルが請求した訴訟額は1億円で、東京地裁は、この後の心理においてサムスン電子側が負担すべき損害賠償額を定める。しかし、訴訟の対象製品は、発売して1年以上が過ぎた「ギャラクシーS」とS2、タブレットPCの「ギャラクシーTab7.0」の旧型3機種で、訴訟額は小さくなる可能性が大きい。特に、この特許は、米国特許庁が4月に無効判定を出したため、これが訴訟額の算定過程で考慮された場合には、損害賠償額の規模はさらに小さくなると見られる。東京地裁も、この日の判決で翻案訴訟についてのみ、サムスン電子の特許侵害を認め、アップルが提起した仮処分は受け入れてなかった。これは、該当製品が実際に販売されていないということを踏まえたためだと分析される。

しかし、今回の敗訴により、サムスン電子は、日本市場における携帯電話シェア率の拡大戦略の見直しを余儀なくされた。市場調査機関BCNによると、6月の1週間目におけるサムスン電子のシェア率は、13%で、1位のソニー(36%)、2位のアップル(25%)に続いて3位となっている。

<キム・ユジョン記者>

3-5 知財高裁 「サムスンはアップルの特許を侵害していない」

電子新聞(2013. 6. 25)

日本の控訴審裁判所は、アップルがサムスン電子を相手に提起した特許侵害訴訟において、特許を侵害していないという原審判決を維持し、サムスンに軍配を上げた。

共同通信は、知的財産権高等裁判所が25日、アップルがサムスンの相手に提起した「メディアプレイヤーコンテンツとコンピュータの情報を同期化する方法」について1億円の損害賠償を求める特許侵害訴訟で、原審敗訴判決を言い渡した原審を維持したと報道した。

高等裁判所は、昨年8月、アップルの同期化特許をサムスンが侵害していないという原審判決を言い渡した。

一方、スマートフォン117と、スマートパッドのタッチに関する特許訴訟ではサムスンが敗訴した。

東京地方裁判所は、21日、アップルのバウンス・バック特許をサムスンが侵害したと判決した。アップルは、サムスンの「ギャラクシーS」と「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーTAB7.0」がこの特許を侵害したと主張した。

今回の判決は、特許権を侵害したどうかを定める中間判決で、損害額に関する心理は今後続く。アップルは、今回の判決をきっかけに、請求額を大幅引き上げると予想されている。

<クオン・ゴンホ記者>

3-6 サムスン電子、EU と独占禁止法違反の疑いについて交渉を開始

電子新聞(2013. 6. 26)

サムスン電子は、欧州連合(EU)と独占禁止法違反の疑いに関する交渉を行っていると、ロイター通信が 26 日に報道した。EU は、昨年末、サムスン電子が標準特許を乱用してアップル製品の販売差止めを求めた行為は、独占禁止法違反だと警告した。

ロイター通信は、「サムスン電子が数ヶ月間、EU との交渉を進めており、合意を求めている」と、消息筋の話を伝えた。サムスン電子と EU が合意に至るかどうかは、まだはっきりしていないという。

交渉がうまく行けば、サムスン電子は、嫌疑が晴れ罰金を出さなくてもいい。逆に、EU 法を違反したと結論が出ると、173 億ドルに達する巨額の罰金が科される。サムスン電子と EU 執行委員会は、この案についての公式コメントを控えた。

サムスン電子は、2011 年、EU 加盟国においてアップルが自社の 3G 通信標準特許を侵害したとして販売差止めを求める訴訟を提起した。EU 執行委員会は、サムスン電子が FRAND を宣言した特許をもってアップルと訴訟を行うことは、不公正な行為だとし、是正を求めた。

サムスン電子は、昨年、イギリスをはじめ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダにおいて提起したアップル製品の販売差止め要請を撤回し、EU 法と規定に従った。

金融専門のシンクタンクの研究員は、「サムスン電子は、EU 執行委員会が本件についての証拠を十分に確保していることを理解し、交渉に乗り出したらろう」という見方を示した。同研究員は、「執行委員会は、アップルが特許使用料を支払おうとしたが、サムスン電子が誠実に交渉に応じたかなど、意図性があったかどうか注目している」と述べた。サムスン電子のこうした行為は、競争法の違反で処罰を受ける可能性がある。

米国の知的財産専門企業 TechIPM のイ・グンホ代表は、「EU がサムスン電子が独占禁止法を違反したと宣言すれば、標準特許関連の販売額の最大 10% を罰金として支払わなければならない。すでに、サムスンがアップルに対する販売差し止め訴訟を取り消したうえ、今後、標準特許の乱用をしないという約束と実践計画などを提出したため、是正命令で結論付けられる可能性が高い」と分析した。

<キム・インスン記者>

3-7 ウェブキャッシュ「韓国富士通を特許侵害で訴訟」

電子新聞(2013. 6. 26)

ウェブキャッシュ社は、「金融ポータルブランチ」をめぐり、韓国富士通に対し法的措置に乗り出したと 25 日に発表した。

ウェブキャッシュは、自社のポータルブランチ関連の特許を韓国富士通が侵害しな

がら、適切な措置をとらず、持続的に事実を歪曲していると主張した。法律的な検討を通じて特許権の正当性を確認し、訴訟関連の準備を全て終えたと説明した。

ウェブキャッシュ関係者は、「韓国富士通との係争により、自社の営業活動などに被害が及んでいると判断したため、特許侵害に伴う販売差止め仮処分申請などの対応に乗り出す方針だ。これ以上の消費者の被害を防ぎ、健全な市場を構築するため、最善を尽くしていきたい」と述べた。

一方、これまでポータブルランチ市場は、韓国富士通が先取りし、企業銀行やシンハン銀行などの韓国大手銀行に供給してきた。ウェブキャッシュは最近、釜山銀行にポータブルランチを供給することで本格的に事業を始め、5月に特許登録を終えた。韓国富士通は、まだ特許出願中だ。

韓国富士通は、逆にウェブキャッシュが特許権を盗用したとして法的な対応を検討しているという。韓国富士通は、協力会社の職員が勝手に特許を出願し、その版権をウェブキャッシュが買収したと主張している。

<ユ・ソンイル記者>

3-8 海外自動車の模倣部品流通の疑いで2人摘発

デジタルタイムズ(2013.6.27)

安価な中国製の自動車部品に、盗用した海外の有名自動車の商標を貼り付けて流通させた模倣部品の製造・販売業者が摘発された。

韓国特許庁商標権特別司法警察隊は、中国製の安価な模倣自動車部品を米国、日本、カナダなどの有名な海外の自動車部品メーカーの商品として流通させた疑い(商標法違反)でA氏とB氏の2人を検挙し、取調べを行っているとして27日に発表した。

A氏は、2008年から2013年6月まで、京畿道の工場にて、バスや大型トラックに搭載されるテンショナやハブベアリング、リリースベアリングなどのコア部品の模倣品を制作し、ソウルなどの自動車ベアリング部品代理店に販売した疑いが持たれている。

警察隊は、同じ手口で10億ウォンの不当な利益を上げてきたと推定している。また、工場と倉庫に保管していた模倣部品や材料などの約6000個(1億ウォンに相当)も押収した。

警察隊の関係者は、「粗末な自動車部品を製造・流通している業者がさらにいるとみている。そうした悪質な業者に対し、持続的な取締りを行っていく構えだ」と説明した。

<イ・ジュンギ記者>

3-9 サムスン電子、米政府に「iPhone 4の輸入差止め」要請

電子新聞(2013.6.27)

サムスン電子が米国貿易代表部(USTR)に、アップルのスマート機種種の輸入差止めを促した。

ブルームバーグ通信は、サムスン電子が 19 日、USTR に関連手続きに基づき、「 아이폰 4」と「アイパッド 2」の米国への輸入差止めを促す書類を送ったと報道した。

4 日、米国国際貿易委員会(ITC)は、アップルの 아이폰 4 などがサムスン電子の特許を侵害したという最終判決を言い渡した。ITC のこの決定に伴う差止めの措置は、60 日間の検討期間を経て 8 月初めから効力が発生する。

アップルは、中国や台湾で生産し、米国で販売している一部のスマートフォン 117 モデルの輸入が禁止とされる。市場専門家は、最高 20 億ドルに至る損失を被る可能性があると見込んでいる。

米国の大統領と USTR は、別途の措置をとらないことで、ITC の決定を有効なものとする。慣例から考えると、オバマ大統領が ITC の決定を退ける可能性は低いが、ロナルド・レーガン大統領政権時代、米国の行政部が ITC の輸入差止め措置を覆した前例がある。

<キム・インスン記者>

3-10 「ギャラクシー S4 も訴訟の対象に」アップルの要請は棄却

電子新聞(2013. 6. 28)

アップルとの第 2 次の特許訴訟の対象からサムスン電子の「ギャラクシー S4」が外れる。サムスン電子としては、最近のフラグシップスマートフォンが訴訟から除外されたこととなる。

ブルームバーグ通信は、米国カリフォルニア北部地方裁判所が「ギャラクシー S4」を第 2 次の本案訴訟の対象に追加を求めるアップルの要請を退けたと報じた。

アップルは、5 月にも第 2 次の本案訴訟に「ギャラクシー S4」を対象とすべきだと主張したが退けられた。当時のルーシー・コー裁判官は、サムスン電子とアップルの特許訴訟が広範囲に及ぶため、製品ライナップを 10 個以下に減らすことを勧告した。

アップルは、今月初め、裁判所に「ギャラクシー S4」が自社の特許を侵害したとして第 2 次の本案訴訟に追加を要請した。意見書において「ギャラクシー S4 が前機種と同一のソースを採用したため、従来と変わりがない」と主張した。さらに、ギャラクシー S4 を対象とする代わり、他の製品は訴訟の対象から除外して全体の数を合わせると提案した。

裁判所は、「アップルとサムスン電子は、裁判の度に裁判所の時間のリソースを浪費させる」とし、両社の不毛な訴訟拡大を指摘した。

サムスン電子とアップルの第 2 次本案訴訟には、「 아이폰 5」と「ギャラクシー S3」、「ギャラクシー NOTE2」などの最新機種が対象となっている。この訴訟は、来年に始まるため、市場に与える影響は大きくないとみられる。

<キム・インスン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 ダイエットと結合した商標出願が増加

韓国特許庁(2013. 6. 20)

「S ライン」や「筋肉質の体(モムチャン)」など、スレンダーで健康的な体を追求する流れが反映され、飲み物やアパレルの分野では、「ダイエット」という文字と結合した商標の出願が持続的に増加している。

韓国特許庁によると、2000 年以降、毎年約 100 件前後が出願された「ダイエット」と結合した商標の出願は、2011 年 203 件、2012 年 222 件、2013 年(5 月末ベース)119 件と、最近になって 200%以上に急増した。

出願の事例を詳しく見ると、芸能人や故人となった有名人の名前を引用した例と、ダイエットの切実さを感じさせる 2 タイプに分けられる。

出願分野別では、果物・穀物・飲料などの飲食料品分野が 46.3%、医療業 18.0%、スポーツ・アパレル 11.3%、化粧品・飲食業が 6.5%の順となった。

韓国特許庁商標 1 課のペク・フムドク課長は、食生活の欧米化による肥満の治療と、スレンダーで美しい体にしようとする関心の熱望がなくなる限り、ダイエットに直接影響を与える飲食料の製品をはじめ、医療、スポーツ、飲食業などの関連サービス分野の「ダイエット」結合の商品の出願は、増加基調が維持されるという見通しを示した。

＜添付＞ダイエット文字との結合商標の年度別における出願現状

年度	件数	年度	件数	年度	件数
2000	100	2005	160	2010	90
2001	92	2006	113	2011	203
2002	127	2007	68	2012	222
2003	142	2008	99	2013 年 5 月	119
2004	120	2009	83	合計	1,738

＜添付＞ダイエット文字との結合商標の業種別における出願現状

業種	件数	業種	件数
果物・穀物・飲料業	804(46.3%)	化粧品業	58(3.3%)
医療業	312(18.0%)	飲食業	55(3.2%)
スポーツ業	126(7.2%)	出版業	42(2.4%)

アパレル	72(4.1%)	広告業などその他	269(15.5%)
------	----------	----------	------------

その他一般

5-1 韓国特許庁の審判官が「条文別・争点別の商標判例」を出版

韓国特許庁(2013. 6. 17)

特許審判院のイ・ビョンヨン審判官が商標関連の主な判例をタイプ別にまとめた「条文別・争点別の商標は判例」を出版した。

この本は、最高裁や特許裁判所などから最近出されている商標関連の判例を商標法の条文順序に応じて争点別・類型別に整理し、その他商標関連の民事・刑事事件、行政訴訟、憲法裁判所の決定や、特許審判院の審決などからも参考になりそうな内容を整理し盛り込んだ。大韓弁理士会が出版して配布する。

この本の特徴は、商標に識別力があるか否か、商標、及び商品の同一・類似、デザイン的使用、商標不使用による登録取消審判において正当な使用・正当な理由、登録商標と使用商標の同一性を認めるかどうかなどを類似な事例別に区分してまとめ、商標分野の関係者が類似事例に関する判例動向を分かり易く構成した。

特に、商標事件でその割合が最も高い商標の類似判断に関する事件を 1)文字商標、2)外国人姓名商標、3)観念の類似さ、4)簡単でありふれた標章、5)図形に対し文字標章の類似性、6)図形と図形の類似性で大分類した後、文字商標の類似性判断事件などの 6つの項目を①配列の順を変えた場合、②アルファベット 3つで構成された標章、③観念を持っている一文字、④食堂業など同種業者が数多く存在する場合、⑤マンションなどの高価な商品に使用される場合、⑥外国語商標の呼称などに 30タイプに小分類してまとめ、商標不使用による登録取消事件が多く発生する登録商標と使用商標の同一性についての判例を①外国語とハングルの商標のうち、一部のみを使用した場合、②登録商標が他の商標と一緒に使用された場合、③登録商標に付加的な部分が追加され使用された場合、④登録商標の標章一部が抜けて使用された場合など、10のタイプに小分類してまとめ、こうした分類は、従来の商標判例集や商標法関連書籍ではなかったもので、イ・ビョンヨン審判官が初めて試みたものだという。

5-2 海上風力、特許出願が増加

韓国特許庁(2013. 6. 17)

世界各国が再生エネルギー開発に力を入れている現在、風力発電は、技術的な完成度や経済性を理由に、素早いスピードで成長を成し遂げている。最近では、騒音、立地の制約、景観を損なうなどの問題を解消する代案として、海上風力発電が大きく浮上し

ている。

海上風力発電は、海底基盤の基礎の上に風力発電機を設置し、生産された電気は、海底ケーブルを通じて陸上に供給する方式だ。海底基盤に直接基礎を設置する「固定式」と、深海に船舶のように海の上に浮かばせる「浮遊式」に分けられるが、現在は、浅い沿岸に設置する「固定式」が定着されつつある。

韓国特許庁によると、風力発電技術の全体出願件数は、グローバル景気低迷により、2010年を機に伸び悩んでいるという。一方、海上風力発電技術は、2009年以前には出願が非常に少なかったが、2009年からは毎年平均85%以上、特許出願が急増し、2012年には66件の特許が出願された。

解消風力発電技術の出願人は、現代重工業、サムスン重工業、デウ造船海洋など、韓国の造船メーカー3社の出願が多くなっている。これは、グローバル経済危機の中で、造船業の不況が深刻となり、韓国の造船メーカーが風力事業を未来の成長エンジンとして強化しているためだと分析されている。

また、ゼネコンが23件も出願したことは興味を惹く。海洋風力発電は、基礎構造物やタワーなどの土木工事の割合が40~45%を占めるため、ゼネコンも海洋風力分野に注目していることがうかがえる。

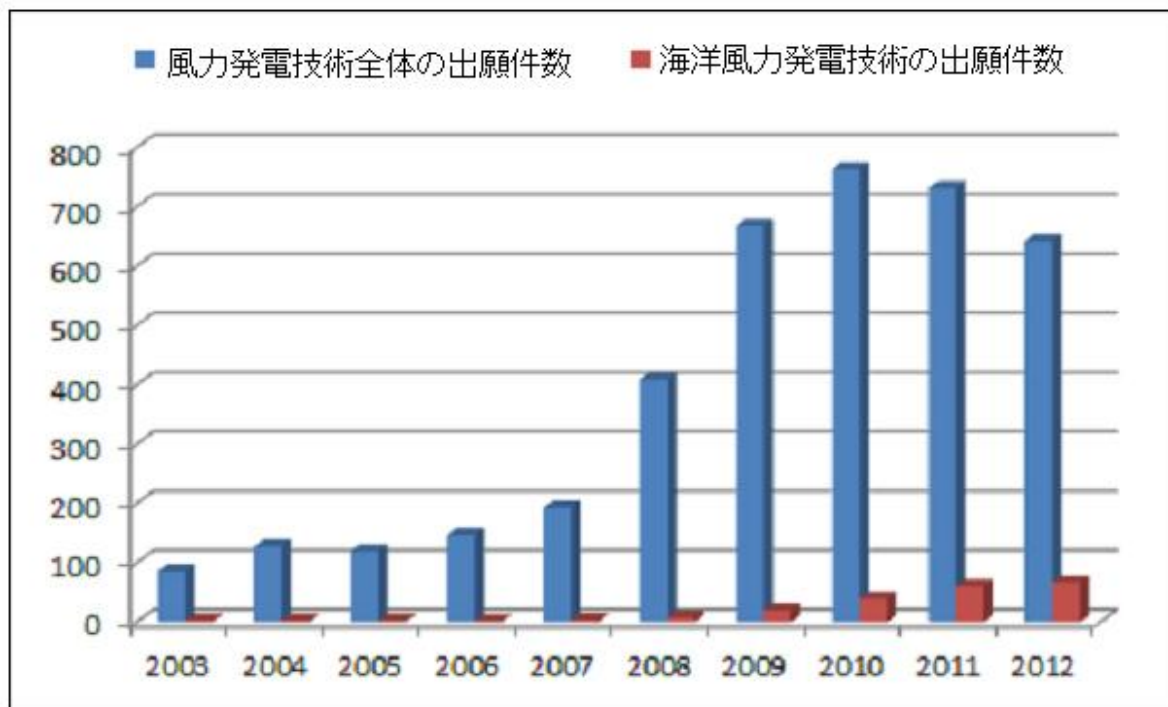
出願された技術の内容を分析すると、風力発電機の設置や運輸方法に関する技術が22.7%、基礎、又は支持構造物に関する技術が17.1%、浮遊式海洋風力発電の関連技術が16.1%、風力や波力などとの複合発電設備関連技術が10.4%を占めている。

韓国特許庁の関係者は、「海洋風力発電は、ブレードと団地の大型化の流れに適合しており、豊富な風資源と空間の活用により有利であるため、今後の海洋風力市場はさらに拡大し、国内外で関連技術の出願も増加すると見込まれている。国内企業が海洋プラント分野の世界的な競争力を利用した技術開発とともに、その成果を適切に知的財産化して先取りできれば、現在は初期段階である海洋風力市場を、未来にはリードできると期待している」と述べた。

＜添付＞海洋風力発電技術の出願件数の現状

年度	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	合計
風力発電 全体	85	127	119	146	192	408	667	763	731	642	3880
海洋 風力発電	2	2	2	1	3	7	19	39	59	66	200

＜添付＞風力発電技術の年度別における全体出願件数の推移



<添付>海洋風力発電技術の上位出願人の現状

順位	出願人	出願件数
1	現代重工業	24
2	サムスン重工業	20
3	デウ造船海洋	18
4	ポハン産業科学技術院	14
5	韓国海洋科学技術院	13
6	ユクチョン建設	8
7	デウ建設	6
8	三菱重工業	6
9	ウベン・アロイーズ	4

5-3 韓国型の白色光源を実現するためには

韓国特許庁(2013. 6. 18)

韓国の独自技術で開発した白色 LED が家庭やオフィスの蛍光灯を代替する日が早期

に実現するのだろうか。初めての白色 LED は、黄色発光蛍光体の結合を通じて白色を実現させることができた。

こうした白色 LED のコア素材とされる黄色発光蛍光体の独自開発は、白色 LED の国産化において最も急がれている問題であり、2016 年に 15 兆ウォンを超えると予想される白色 LED の世界市場を先取りできる重要な素材産業でもある。

韓国特許庁によると、2008 年から 2012 年までに蛍光体分野では、計 24,975 件の出願が行われ、韓国人による出願が 1,522 件と 61.4%を、外国人が 957 件と 38.4%を占めていた。世界経済の影響を反映したためか、外国人の出願は、最近減少傾向にある。

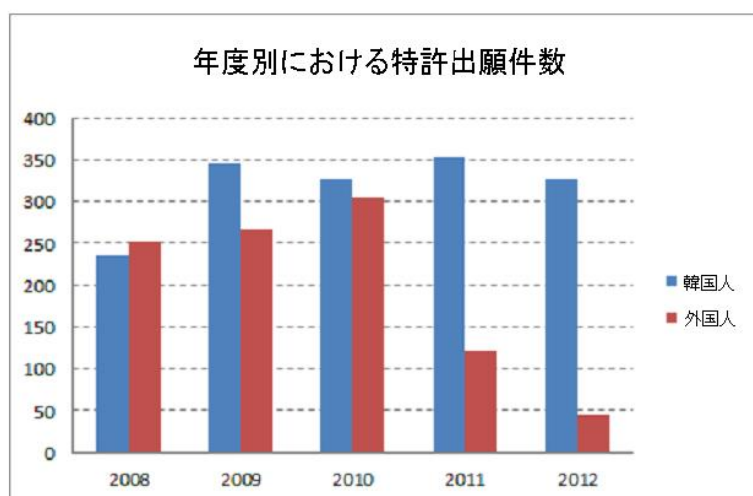
韓国の蛍光体に関する主な出願人として、サムスン SDI、韓国科学研究院、LG 電子などで、産業界と研究所で積極的な研究開発が行われている。主に日亜の特許を回避するため、白色の具現方式を変更したり、新たな蛍光体物質を探索したりする方向で進められている。

韓国特許庁の関係者によると、現在、韓国で特許権のある日亜の白色 LED の独自特許は、4 年後にその特許権が満了される。日亜は、1997 年 7 月 29 日に初めて韓国に特許出願を行い、国際特許出願(PCT)がなされた。韓国で特許登録されたのは 2005 年 9 月 20 日で、2017 年 7 月 28 日まで特許権の行使が可能だ。

しかし、独自特許の特許権が消滅したとしても、関連の改良特許を回避することが課題として残る。

窒化物系、及びシリケート系に基づいた白色 LED 向け蛍光体の一部の技術を確保している韓国企業もあるが、現在は、日亜をはじめとする海外メーカーが独自特許を基盤にした白色 LED 向け蛍光体の大半を供給している。今後、白色 LED 分野で独自技術を開発し、外国の特許を越えられる特許技術が登場する日を待っている。

<添付>年度別における蛍光体関連の特許出願の動向



<添付>多出願した出願人

順位	韓国人	件数	外国人	件数
1	サムスン SDI	157	松下電機産業	36
2	韓国科学研究院	96	東芝	35
3	LG 電子	34	住友	35
4	ソウル半導体	32	コニクリーズケ・フィリップ ス・エレクトロニクス	29
5	サムスン電子	27	オスラム	28

5-4 掘削工事の暗礁！埋め立て配管を探せ

韓国特許庁(2013. 6. 20)

1995年4月、テグの地下鉄工事の現場でガスが爆発し、約100人が死亡する大惨事が発生した。近くの工事場で、掘削工事の最中に地下に埋め立てられたガス配管が破損され、地下鉄工事場に流れ込んだガスが急に爆発したのが原因だった。こうした大事故は、掘削前に掘削対象地に埋設された配管がないかどうかを事前に把握しておきさえすれば、十分に回避できるが、工事の作業員が地下に埋設された配管を目で確認することができなかつたために発生した事故だった。

この事件の後、政府をはじめ、工事会社を中心に事故防止の対策や技術が開発されてきたが、未だに埋設配管が破損されて発生する爆発、断水、停電事故は後を絶たず、事故を抜本的に防止できる解説策が急がれている状況だ。

埋設配管の位置を探知する一般的な技術として、地表透過レーダー方式と探知物体利用方式に大きく分けられる。地表透過レーダー方式は、空中にある物質をレーダーで探知するものと同じく、電磁波を地下に放射し、地下から反射されて変えられる反射波を分析して配管の実際の位置を探知するも技術だ。一方、探知物体利用法指揮は、知面に埋設の位置を探知できる探知物体(例えば、磁性体)を配管に取り付けるか、共に埋設することで、探知物体の位置を通じて埋設配管の位置を間接的に探知する技術だ。

韓国特許庁によると、埋設配管の位置探知技術の特許出願は、この9年間(2004~2012)、3年ごとに14件(2004~2006)、21件(2007~2009)、40件(2010~2012)が出願されるなど、着実に増加している。

この9年間出願された技術を詳しく分析すると、地表透過レーダー利用方式は17%、探知物体の利用方式は53%、その他の方式が30%を占めている。そのうち、探知物体利用方式を詳細に分析すると、探知物体として永久磁石などの磁気マーカーを利用する

技術が全体出願の 21%、線やテープの形の導体を利用する技術が 21%、RFID タグを利用する技術が 11%を占めた。

これは、肉眼で確認できる地上とは異なり、地下には、元々存在している金属成分があるため、これが変数として妨げになるため、正確度が落ちる地表透過レーダーよりは、探知物体を通じて埋設配管の位置を正確に探知する方法に技術が変化している。

韓国特許庁の関係者は、「埋設配管の位置探知技術は、マーカーやタグを取り付ける技術を中心に成長してきたが、最近では、掘削工事現場で、使い勝手が良く、より正確に探知するため、ICT(情報通信技術)が融合された製品が開発され、今後の融合技術分野における新たな技術として浮上する可能性があり、関連特許の出願も増加すると見込まれている」という見通しを示した。

5-5 LG電子内の特許学校 グローバル特許人材を育成

デジタルタイムズ(2013. 6. 21)

LG電子は、社内の特許学校「知財スクール 2013」を運営すると 21日に発表した。これは、LG電子特許センターが特許専門人材を育成するため、2009年から毎年、5ヶ月間の過程で行う社内特許学校だ。

LG電子は、今月 20日から 11月末までに 19の講座を運営する。今年は、特許実務者を対象に事前のアンケート調査を行い、現場で早急な対応が求められる内容を中心に講座を構成した。交渉、訴訟、ライセンス、出願、特許分析などをはじめ、半分以上の国内外の判例と紛争事例に構成し、実務で直ちに適用可能にする考えだ。

受講生は、昨年 300人だったが、今年は 400人に拡大する。対象は、LG電子をはじめとする LG 系列会社の特許担当者だ。講義の大半は英語で行われるため、海外法人も授業を受けることができる。LG電子と協力関係にある韓国の特許事務所にも、無料で教育を提供する。

特許担当取締役、国内外の弁護士など、業界の専門家 20人が講師として立つ。授業は、週 1回、ソウル大学内にある LG電子特許センターで行われ、遠距離の受講者のために画像講義サービスも提供する。

<カン・ヒジョン記者>

5-6 OLED分野、韓国企業が特許を先取り

韓国特許庁(2013. 6. 21)

最近、サムスンと LG の間で繰り広げられているディスプレイを巡る係争ニュースが注目を集めている。

OLED(有機発光ダイオード)技術の流出からはじまった両社の戦いは、相互の仮処分申請、特許侵害差し止め訴訟などにまで拡大した。

一方、今年の初めに両社は、特許交渉に入り、相互間で提起した 2 件の仮処分申請を

取消し、現在、両社の特許係争は進行中であるという。

「夢のディスプレイ」と呼ばれる OLED は、注入された電子と正孔がそれぞれの電子輸送層・正孔輸送層を通過し、発光層で結合すると光る特徴を持っているため、バックライトユニット(BLU)が必要ない。

こうした特徴により、超薄型化が可能で、反応スピードが早く、色の再現性に優れている。また、紙のように折れたり、畳んだりでき、透明なディスプレイを制作するうえでも有利な技術だ。

OLED は、ディスプレイ業界の新たな成長エンジンと認識され、OLED テレビ市場の本格的な開花を前に、火花の散る技術競争が行われ、企業同士で激しくしのぎを削っている。サムスンとLGの係争も、市場の先取りをめぐる競争だと分析される。

両社は、OLED 技術の開発のみならず、OLED 特許を巡ってもしのぎを削っている。

韓国特許庁によると、最近 5 年間(2008~2012)の OLED 特許出願は計 7184 件で、このうち両企業の割合は 54.2%を占めている。

出願人別ではサムスン(2350 件、32.7%)、LG(1541 件、21.5%)、日本半導体エネルギー研究所(272 件、3.8%)、ソニー(266 件、3.7%)の順となっている。

また、2013 年 4 月末ベースでは、OLED 特許保有件数は、サムスン(3713 件)、LG(1231 件)、セイコエプソン(383 件)、日本半導体エネルギー研究所(327 件)、三洋(119 件)の順だ。

5 年間(2008~2012)の平均特許登録率は、LGが 87.1%、サムスンが 83.4%と、両社を除いたほかの企業の特許栄金登録率 71.6%より、両社共に高い特許登録率を維持していることが分かった。

特許の面においてもサムスンとLGなどの韓国企業が OLED 技術開発を通じて特許競争力を素早く獲得していることが分かる。

韓国特許庁情報通信審査局のアン・デジン局長は、「米国や日本企業が初期市場をリードしたブラウン管、PDP、LCDとは違って、OLED 市場は、韓国企業が市場を先取りしている。ディスプレイ業界で首位を争う韓国企業間のライバル意識は、相互の発展に力となるが、あまりの不毛な競争は、日本や中国などの後発ランナーに追い越されるきっかけになってしまう恐れもある」と述べた。

<添付> OLED 分野の年度別における特許出願件数

○2009 年までは減少傾向だったが、2010 年から逆転されている。

年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
韓国人	917	903	1094	1,136	1,127	5,177
外国人	426	321	422	456	382	2,007
合計	1,343	1,224	1,516	1,592	1,509	7,184

<添付> OLED 分野において出願の多い企業リスト

最近の 5 年間(2008~2012)、OLED 特許の出願は、サムスン、LG、半導体エネルギー研究所、ソニーの順となっている。

ランク	企業名	出願件数
1	サムスン系列	2,350
2	LG 系列	1,541
3	半導体エネルギー研究所	272
4	ソニー	266
5	パナソニック	92
6	フィリップス	91
7	グローバル OLED テクノロジー	87
8	セイコエプソン	72
9	韓国電子通信研究院	70
9	キャノン	70

5-7 電力問題 エコ志向の冷房技術で備えよう

韓国特許庁(2013. 6. 24)

地球温暖化による気候変動の影響で、夏が例年より暑く、長くなっているなか、一部の原子力発電所の稼働中止が追い打ちをかけ、今年は、未曾有の電力問題が発生すると懸念されている。こうした状況で、電力需要の 24%(1776 万 KW)が冷房に利用されるだけに、電力ピーク時間帯に冷房電力の需要を低減させることが重要となっている。

韓国特許庁によると、電力ピーク時間帯に冷房電力の需要を減少させる冷房施設に関する特許出願が急増しているという。最近の 5 年(2008~2012)間の出願件数は、363 件と、前の 5 年(2003~2007)の出願件数は 230 件より 57%も増加した。これは、電力予備率が 10%を下回り始めた 2007 年以降から、電力需要を減少させる冷房施設に関する技術開発が本格化した結果だと分析される。

こうした電力ピークを緩和できる冷房施設には、ガス式と蓄冷式があるが、ガス式は、ガスの燃焼熱で冷房施設を駆動させる技術で、一方の蓄冷式は、電力予備率が高い時間帯の電力を用い、冷却した水をピーク時間帯に利用する技術だ。ガス・蓄冷式の冷房施設の中には、太陽熱・地熱・廃熱などの再生エネルギーを補助駆動エネルギーと結合されたものが含まれるが、こうした環境配慮型冷房施設は、電力ピークをさらに効果的に緩和できるため、最近注目が集められている。

最近の 5 年間(2008~2012)の出願を分析すると、全体の 36%(131 件)をガス・蓄冷式が占め、その割合が高く、2003~2007 年に比べた出願増加率も 162%に達し、全体の

増加率 57%により、遥かに高いことは確認された。これは、環境配慮型冷房施設に関する技術開発が最近集中的に尾紺割れていることを示す。

しかし、普及率では、全体でガス式冷房施設が占める割合は 12%で、日本の 23%の半分の水準に過ぎず、蓄冷式の冷房措置もその普及率は、日本の 4 分の 1 水準に止まっている。また、公的機関の建物の新再生エネルギー利用義務化制度の施行により、環境配慮型冷房施設の普及が増加しているが、その代替効果は大きくないと推定されている。

最近、特許出願件数が増加しているにもかかわらず、電力ピークを十分に減少できるほどこの技術が普及されない理由は、施設の大型化・複雑化により、電気式に比べ、設置・運用コストの面でメリットが少ないからだと言われている。

政府は、補助金を支援し、コストの負担を減らせ、大型ビルを中心に普及拡大を図ってはいるが、普及をさらに加速化させるためには、技術開発を通じて、施設自体を小型化し、簡単に設置できるようにする一方、施設の効率性を画期的に向上させ、経済性を確保することが求められている。

特に、冷房を使うときに発生する温室効果ガスを減らすことは、地球の当面の課題となっているため、新再生エネルギーを通じて温室効果ガスの排出を最小限にとどめ、エネルギーの大体による経済性も確保できる環境配慮型冷房施設の技術開発と、その普及の拡大が切実に求められている。

韓国特許庁でも、出願した特許が「環境配慮型冷房施設に関する出願」として認められた場合、「ハイウェイ審査制度」を通じて早期に特許として権利化できるよう、制度的な枠組みを設けて支援を行っている。

環境配慮型冷房施設に関する研究開発と特許の権利化、及び政府の政策的な支援が好循環・融合する環境が構築されることで、毎年繰り返される電力危機も賢く克服できるだろう。

5-8 電気工学に偏重している特許「多角化が切実」

電子新聞(2013. 6. 25)

韓国からの特許出願件数が最も多いのは、国では米国、分野では電気工学に偏重していることが分かった。市場が著しく成長している中国などへの市場多角化と、主力産業分野の特許出願を拡大し、企業の競争力を強化すべきだという声が高まっている

韓国知識財産研究院は、2005 年から 2011 年までの特許先進 5 カ国(IP5)の国籍別における特許出願の分布を把握した結果、韓国は、米国特許庁に集中出願していることが明らかになった。米国特許庁に出願された特許の中で 6%は、韓国からの出願だ。欧州特許庁(3.6%)、中国特許庁(1.6%)、日本特許庁(1.5%)に出願された韓国出願よりその割合が高い。同研究院の関係者は、「韓国の主な輸出先となっている中国・日本・欧州における特許出願と登録が比較的到低い水準となっている。特許競争力を確保のためには、市場規模が大きい中国や欧州への特許出願を増やさなければならない」と指摘した。

米国が特許係争の舞台として注目されているが、著しい成長を成し遂げている中国市場の念頭において、特許競争力を再確認すべきだというのが専門家は強調する。知識財産フォーラムのキム・ミョンシン会長は、「中国が経済成長だけでなく、知的財産権の確保という面でも頭角を現している。海外に特許出願するとき、中国市場は無視できない状態だ」と説明した。昨年、韓国の対中国輸出規模は、1343億2256万ドルで、海外輸出の割合では最も大きい。

技術分野でも偏重は明らかになった。世界知的所有権機関(WIPO)の5代技術分類となっている電気工学、光学・医学・核技術、化学・製薬、機械工学、その他の技術のうち、韓国の特許出願の割合は、電気工学(38.6%)が最も多い。化学・製薬(19.7%)、機械工学(19.6%)が後を継いだ。電気工学が伝統的に強みとなっているが、国内の主力産業の特許管理水準は低いという指摘だ。

知識財産研究院は、「自動車や造船など、主な輸出産業の特許出願・登録の管理の再確認が必要だ。研究開発の成果が知財化され、保護を受けられる環境が求められる」と強調した。ある弁理士は、「創造経済の実現に向け、様々な産業分野で特許出願が行われ、次世代成長エンジンをリードする基盤を固めるべきだ」と説明を加えた。

<クオン・ドンジュン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム